

# 障 害 福 祉 課

係	分掌事務
庶務企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉の施策に関する事。</li> <li>(2) 障害福祉の計画に関する事。</li> <li>(3) 障害福祉に係る関係機関との連携に関する事。</li> <li>(4) 障害支援区分の認定に関する事。</li> <li>(5) 国庫、府事業費等の補助金事務に関する事。</li> <li>(6) その他障害福祉の庶務に関する事。</li> </ul>
社会参加推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。</li> <li>(2) 障害者のコミュニケーション支援事業等に関する事。</li> <li>(3) 特別障害者手当等の支給に関する事。</li> <li>(4) 心身障害者扶養共済制度に関する事。</li> <li>(5) 補装具費の支給並びに日常生活用具の給付及び貸与に関する事。</li> <li>(6) 自立支援医療のうち更生医療に関する事。</li> <li>(7) その他障害福祉の助成制度に関する事。</li> <li>(8) 各種証明に関する事。</li> <li>(9) 身体障害者団体等に関する事。</li> </ul>
自立支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の自立支援に関する事。</li> <li>(2) 介護給付費等に関する事。</li> <li>(3) 自立支援医療のうち育成医療に関する事。</li> <li>(4) 自立支援医療のうち精神通院医療に関する事。</li> <li>(5) 自立支援協議会に関する事。</li> <li>(6) 障害者の相談支援事業その他障害福祉サービスに関する事。</li> <li>(7) 精神障害者の保健及び福祉に関する事。</li> <li>(8) 精神障害者の関係団体等に関する事。</li> <li>(9) 障害者虐待の防止に関する事。</li> <li>(10) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事。</li> <li>(11) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関する事。</li> <li>(12) 障害児通所給付費に関する事。</li> <li>(13) 障害児相談支援給付費に関する事。</li> </ul>



区 分	1 身体障害者手帳の交付	所管係	社会参加推進係
-----	--------------	-----	---------

制 度 の 概 要

補装具、自立支援医療（更生医療）の給付、施設への入所等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める各種の福祉サービスを受ける場合や、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分される。

交付決定機関：京都府

申請と交付の窓口：市

根 拠 法 令 等

- 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
- 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)
- 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)

制 度 の 現 況

身体障害者手帳 交付台帳登載者状況

（各年度3月末現在）

年 度	27	28	29	30	元
18 歳 未 満 の 人	119 人	113 人	116 人	116 人	128 人
18 歳 以 上 の 人	10,162 人	10,200 人	10,333 人	10,438 人	10,464 人
計	10,281 人	10,313 人	10,449 人	10,554 人	10,592 人

\* 参考資料 京都府

身体障害者手帳交付者数

(資料：京都府提供)

(令和2年3月31日現在)

障害の種別	内 訳	障 害 の 程 度 別						合 計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害	総 数	202	246	31	47	75	42	643
	18歳未満	2	0	0	1	0	0	3
	18歳～64歳	46	58	3	6	15	9	137
	65歳以上	154	188	28	40	60	33	503
聴覚・平衡	総 数	47	160	102	234	12	282	837
	18歳未満	1	7	0	2	0	3	13
	18歳～64歳	10	62	20	26	2	33	153
	65歳以上	36	91	82	206	10	246	671
音声・言語 そしゃく	総 数	12	12	65	44	0	0	133
	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳～64歳	3	2	6	23	0	0	34
	65歳以上	9	10	59	20	0	0	98
肢体不自由	総 数	871	951	769	1,276	800	566	5,233
	18歳未満	44	22	6	5	2	1	80
	18歳～64歳	240	228	157	218	186	139	1,168
	65歳以上	587	701	606	1,053	612	426	3,985
肢 体 一 般	総 数	823	938	763	1,268	796	562	5,150
	18歳未満	35	21	5	4	2	1	68
	18歳～64歳	208	218	152	213	183	135	1,109
	65歳以上	580	699	606	1,051	611	426	3,973
脳 原 性 運 動 障 害	総 数	48	13	6	8	4	4	83
	18歳未満	9	1	1	1	0	0	12
	18歳～64歳	32	10	5	5	3	4	59
	65歳以上	7	2	0	2	1	0	12
内 部 障 害 計	総 数	1,586	40	514	1,606	0	0	3,746
	18歳未満	14	0	12	5	0	0	31
	18歳～64歳	295	9	84	324	0	0	712
	65歳以上	1,277	31	418	1,277	0	0	3,003
心 臓	総 数	1,045	18	374	1,238	0	0	2,675
	18歳未満	9	0	8	4	0	0	21
	18歳～64歳	140	0	60	259	0	0	459
	65歳以上	896	18	306	975	0	0	2,195
じ ん 臓	総 数	482	12	46	6	0	0	546
	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18歳～64歳	132	1	7	1	0	0	141
	65歳以上	348	11	39	5	0	0	403
呼 吸 器	総 数	30	0	61	21	0	0	112
	18歳未満	1	0	2	0	0	0	3
	18歳～64歳	5	0	4	2	0	0	11
	65歳以上	24	0	55	19	0	0	98
ぼ う こ う 又 は 直 腸	総 数	2	1	18	333	0	0	354
	18歳未満	1	0	2	0	0	0	3
	18歳～64歳	0	0	1	57	0	0	58
	65歳以上	1	1	15	276	0	0	293
小 腸	総 数	2	0	1	4	0	0	7
	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳～64歳	2	0	1	2	0	0	5
	65歳以上	0	0	0	1	0	0	1
免 疫	総 数	9	5	14	4	0	0	32
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	9	5	11	3	0	0	28
	65歳以上	0	0	3	1	0	0	4
肝 臓	総 数	16	4	0	0	0	0	20
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳～64歳	7	3	0	0	0	0	10
	65歳以上	8	1	0	0	0	0	9
合 計	総 数	2,718	1,409	1,481	3,207	887	890	10,592
	18歳未満	61	29	18	14	2	4	128
	18歳～64歳	594	359	270	597	203	181	2,204
	65歳以上	2,063	1,021	1,193	2,596	682	705	8,260

区 分	2 療育手帳の交付	所管係	社会参加推進係
-----	-----------	-----	---------

制 度 の 概 要

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA（重度）及びB（中度、軽度）に区分される。

交付決定機関：京都府

申請と交付の窓口：市

療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

療育手帳の交付状況

（各年度3月末現在）

年 度		27	28	29	30	元
A	18歳未満	118人	130人	134人	133人	141人
	18歳以上	522人	534人	545人	570人	583人
B	18歳未満	265人	298人	325人	340人	344人
	18歳以上	749人	772人	787人	793人	811人
計		1,654人	1,734人	1,791人	1,836人	1,879人

\* 参考資料 京都府

区 分	3 精神障害者保健福祉手帳の交付	所管係	自立支援係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

精神障害者等に対する各種の援助を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分される。

交付決定機関：京都府精神保健福祉総合センター

申請と交付の窓口：市

根 拠 法 令 等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)

制 度 の 現 況

精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載者状況

（各年度3月末現在）

年 度	27	28	29	30	元
1 級	105人	102人	112人	97人	97人
2 級	584人	617人	644人	655人	715人
3 級	468人	498人	561人	611人	677人
計	1,157人	1,217人	1,317人	1,363人	1,489人

\* 参考資料 京都府精神保健福祉総合センター調

区分	4 介護給付・訓練等給付等	所管係	自立支援係
<p style="text-align: center;">( 制 度 の 概 要 )</p>			
<p>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行う。</p>			
<p style="text-align: center;">( 根 拠 法 令 等 )</p>			
<p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</p>			
<p style="text-align: center;">( サービスの種類及び給付内容 )</p>			
<p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(介護給付) 居宅介護・ホームヘルプ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</li> <li>(介護給付) 重度訪問介護 重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。</li> <li>(介護給付) 行動援護 知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が行動するときに生じる危険を回避するために必要な支援を行う。</li> <li>(介護給付) 重度障害者等包括支援 常時介護が必要な人の中でも介護の必要性が極めて高いと認められる人に、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に行う。</li> <li>(介護給付) 同行援護 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護、外出に伴う視覚的情報の支援、その他外出の際に必要な援助を行う。</li> </ul>			
<p>日中系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(介護給付) 療養介護 常時医療と介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。</li> <li>(介護給付) 生活介護 常時介護を必要とする人を対象に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供する。</li> <li>(介護給付) 短期入所・ショートステイ 介護者が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</li> </ul>			
<p>訓練・就労系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(訓練等給付) 自立訓練 / 機能訓練・生活訓練 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。</li> <li>(訓練等給付) 就労移行支援 一般就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。</li> <li>(訓練等給付) 就労継続支援 / A 型 = 雇成型、B 型 = 非雇成型 一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</li> <li>(訓練等給付) 就労定着支援 就労移行支援等の利用後、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るために、相談、指導及び助言等の支援を行う。</li> </ul>			

(訓練等給付) 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、訪問、相談対応及び連絡調整等を行うことで自立した日常生活のための環境整備に必要な援助を行う。

居住系サービス

(介護給付) 施設入所支援

施設入所者に対し、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する。

(訓練等給付) 共同生活援助

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

制度の現況

訪問系サービス

年 度	27	28	29	30	元
居 宅 介 護	50,290.5 <sup>h</sup>	54,633.75 <sup>h</sup>	61,552 <sup>h</sup>	70,731 <sup>h</sup>	83,651.75 <sup>h</sup>
重 度 訪 問 介 護	5,456.5 <sup>h</sup>	12,081 <sup>h</sup>	15,343 <sup>h</sup>	40,681 <sup>h</sup>	55,855 <sup>h</sup>
行 動 援 護	10,123 <sup>h</sup>	12,898 <sup>h</sup>	14,719 <sup>h</sup>	20,841 <sup>h</sup>	27,223 <sup>h</sup>
重度障害者等包括支援	0 <sup>h</sup>	0 <sup>h</sup>	0 <sup>h</sup>	0 <sup>h</sup>	0 <sup>h</sup>
同 行 援 護	6,067.5 <sup>h</sup>	7,628.5 <sup>h</sup>	7,500 <sup>h</sup>	8,453 <sup>h</sup>	11,203 <sup>h</sup>

同行援護 平成 23 年 10 月から実施

日中活動系サービス

年 度	27	28	29	30	元
療 養 介 護	10,657 <sup>日</sup>	10,824 <sup>日</sup>	10,908 <sup>日</sup>	10,782 <sup>日</sup>	10,568 <sup>日</sup>
生 活 介 護	86,885 <sup>日</sup>	89,911 <sup>日</sup>	93,835 <sup>日</sup>	93,096 <sup>日</sup>	97,438 <sup>日</sup>
短 期 入 所	6,906 <sup>日</sup>	6,632 <sup>日</sup>	6,994 <sup>日</sup>	8,107 <sup>日</sup>	10,043 <sup>日</sup>

訓練・就労系サービス

年 度	27	28	29	30	元
自立訓練（機能訓練）	492 <sup>日</sup>	806 <sup>日</sup>	852 <sup>日</sup>	846 <sup>日</sup>	479 <sup>日</sup>
自立訓練（生活訓練）	7,683 <sup>日</sup>	7,720 <sup>日</sup>	6,121 <sup>日</sup>	6,047 <sup>日</sup>	4,714 <sup>日</sup>
就 労 移 行 支 援	8,992 <sup>日</sup>	10,672 <sup>日</sup>	10,703 <sup>日</sup>	9,999 <sup>日</sup>	8,239 <sup>日</sup>
就労継続支援（A型）	20,040 <sup>日</sup>	22,526 <sup>日</sup>	21,861 <sup>日</sup>	23,196 <sup>日</sup>	24,981 <sup>日</sup>
就労継続支援（B型）	57,129 <sup>日</sup>	50,709 <sup>日</sup>	45,768 <sup>日</sup>	51,768 <sup>日</sup>	52,944 <sup>日</sup>
就 労 定 着 支 援				113 <sup>件</sup>	252 <sup>件</sup>
自 立 生 活 援 助				0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>

平成 30 年度より実施

居住系サービス

年 度	27	28	29	30	元
施 設 入 所 支 援	50,745 <sup>日</sup>	48,661 <sup>日</sup>	46,454 <sup>日</sup>	46,300 <sup>日</sup>	47,013 <sup>日</sup>
共 同 生 活 援 助	33,254 <sup>日</sup>	40,908 <sup>日</sup>	39,683 <sup>日</sup>	45,638 <sup>日</sup>	48,332 <sup>日</sup>

区 分	5 障害児通所給付費	所管係	自立支援係
-----	------------	-----	-------

制 度 の 概 要

障害のある児童が、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、必要な通所サービスにかかる費用の給付を行う。

(財源の負担割合)

国	基準額の 1 / 2	府	基準額の 1 / 4	市	左記以外
---	------------	---	------------	---	------

根 拠 法 令 等

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)

サービスの種類及び給付内容

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

医療型児童発達支援

医療の提供を必要とする児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要支援を行う。

制 度 の 現 況

年 度	28	29	30	元
児 童 発 達 支 援	15,280 日	13,731 日	13,801 日	15,144 日
医 療 型 児 童 発 達 支 援	707 日	798 日	519 日	582 日
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	15,247 日	24,670 日	33,243 日	39,738 日
保 育 所 等 訪 問 支 援	132 日	126 日	151 日	180 日
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援			33 日	50 日

平成 30 年度より実施

区 分	6 自立支援医療費（精神通院）給付事業	所管係	自立支援係												
<p>制 度 の 概 要</p> <p>指定の医療機関への通院により精神障害の医療を受ける場合にその医療費の給付を受けることができる。</p> <p>交付決定機関：京都府精神保健福祉総合センター 申請と交付の窓口：市</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>自立支援医療費（精神通院）の状況</p> <p style="text-align: right;">（各年度 3 月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 数</td> <td>2,873 人</td> <td>2,940 人</td> <td>3,013 人</td> <td>3,141 人</td> <td>3,263 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 参考資料 京都府精神保健福祉総合センター調</p>				年 度	27	28	29	30	元	人 数	2,873 人	2,940 人	3,013 人	3,141 人	3,263 人
年 度	27	28	29	30	元										
人 数	2,873 人	2,940 人	3,013 人	3,141 人	3,263 人										

区 分	7 自立支援医療費（更生医療）給付事業	所管係	社会参加推進係																								
<p>制 度 の 概 要</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人に対し、身体の機能障害を除去、又は軽減する医療を指定の医療機関で受ける場合にその医療費の給付を受けることができる。</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>府</td> <td>1 / 4</td> <td>市</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>自立支援医療費（更生医療）の状況</p> <p style="text-align: right;">（各年度決算による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延 件 数</td> <td>9,416 件</td> <td>9,432 件</td> <td>9,658 件</td> <td>9,703 件</td> <td>10,350 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>237,819,086 円</td> <td>268,854,268 円</td> <td>279,576,597 円</td> <td>273,230,996 円</td> <td>308,423,342 円</td> </tr> </tbody> </table>				国	1 / 2	府	1 / 4	市	1 / 4	年 度	27	28	29	30	元	延 件 数	9,416 件	9,432 件	9,658 件	9,703 件	10,350 件	扶 助 費	237,819,086 円	268,854,268 円	279,576,597 円	273,230,996 円	308,423,342 円
国	1 / 2	府	1 / 4	市	1 / 4																						
年 度	27	28	29	30	元																						
延 件 数	9,416 件	9,432 件	9,658 件	9,703 件	10,350 件																						
扶 助 費	237,819,086 円	268,854,268 円	279,576,597 円	273,230,996 円	308,423,342 円																						

区 分	8 自立支援医療特別対策医療費給付事業	所管係	社会参加推進係																						
<p>制 度 の 概 要</p> <p>身体障害者手帳 3 級所持者で、自立支援医療（更生医療）や福祉医療等の対象とならない者であって、在宅酸素療法やストマ周辺の感染防止等の治療を行っている場合その医療費の給付を受けることができる。</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>府</td> <td>1 / 2</td> <td>市</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>宇治市障害者自立支援医療費特別対策事業実施要項</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>自立支援特別対策医療費の状況（平成 20 年 1 月より実施）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延 件 数</td> <td>370 件</td> <td>305 件</td> <td>226 件</td> <td>190 件</td> <td>250 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>2,885,632 円</td> <td>2,122,710 円</td> <td>1,704,482 円</td> <td>1,187,180 円</td> <td>1,691,050 円</td> </tr> </tbody> </table>				府	1 / 2	市	1 / 2	年 度	27	28	29	30	元	延 件 数	370 件	305 件	226 件	190 件	250 件	扶 助 費	2,885,632 円	2,122,710 円	1,704,482 円	1,187,180 円	1,691,050 円
府	1 / 2	市	1 / 2																						
年 度	27	28	29	30	元																				
延 件 数	370 件	305 件	226 件	190 件	250 件																				
扶 助 費	2,885,632 円	2,122,710 円	1,704,482 円	1,187,180 円	1,691,050 円																				

区 分	9 補装具の交付及び修理事業	所管係	社会参加推進係																																							
<p>制 度 の 概 要</p> <p>補装具は、身体障害児・者の失われた身体機能を補完するために用いられる用具であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき申請手続を受けて補装具の交付及び修理等の給付を行う。</p> <p>(補装具の種類)</p> <p>視覚障害者用 盲人安全つえ、義眼、眼鏡  聴覚障害者用 補聴器  音声、言語機能障害者用 重度障害者用意思伝達装置  肢体不自由者用 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>基準額の 1 / 2</td> <td>府</td> <td>基準額の 1 / 4</td> <td>市</td> <td>左記以外</td> </tr> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>件数および負担額の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td>交付修理件数</td> <td>391 件</td> <td>381 件</td> <td>410 件</td> <td>381 件</td> <td>428 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>24,769,265 円</td> <td>31,294,336 円</td> <td>26,389,246 円</td> <td>30,988,151 円</td> <td>35,763,981 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害児</td> <td>交付修理件数</td> <td>114 件</td> <td>107 件</td> <td>100 件</td> <td>114 件</td> <td>131 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>16,330,307 円</td> <td>14,169,282 円</td> <td>14,693,417 円</td> <td>17,096,982 円</td> <td>20,019,844 円</td> </tr> </tbody> </table>				国	基準額の 1 / 2	府	基準額の 1 / 4	市	左記以外	年 度		27	28	29	30	元	障害者	交付修理件数	391 件	381 件	410 件	381 件	428 件	扶 助 費	24,769,265 円	31,294,336 円	26,389,246 円	30,988,151 円	35,763,981 円	障害児	交付修理件数	114 件	107 件	100 件	114 件	131 件	扶 助 費	16,330,307 円	14,169,282 円	14,693,417 円	17,096,982 円	20,019,844 円
国	基準額の 1 / 2	府	基準額の 1 / 4	市	左記以外																																					
年 度		27	28	29	30	元																																				
障害者	交付修理件数	391 件	381 件	410 件	381 件	428 件																																				
	扶 助 費	24,769,265 円	31,294,336 円	26,389,246 円	30,988,151 円	35,763,981 円																																				
障害児	交付修理件数	114 件	107 件	100 件	114 件	131 件																																				
	扶 助 費	16,330,307 円	14,169,282 円	14,693,417 円	17,096,982 円	20,019,844 円																																				

区 分	10 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成	所管係	社会参加推進係 自立支援係																		
<p><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>身体障害者手帳等の交付（再交付）を申請する際に必要な診断書料を助成する。</p> <p>（助 成 額） 限度額 1 件につき 2,000 円</p> <p>（財源の負担割合） 平成 19 年度以降市単独事業</p> <p><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>宇治市身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱（昭和 57 年宇治市告示第 24 号）</p> <p><b>制 度 の 現 況</b></p> <p>診断書料助成件数及び助成額の状況 <span style="float: right;">（各年度決算による）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>1,102 件</td> <td>1,230 件</td> <td>1,117 件</td> <td>1,203 件</td> <td>1,297 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>3,286,110 円</td> <td>3,674,560 円</td> <td>2,877,480 円</td> <td>2,406,000 円</td> <td>2,594,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 精神障害者保健福祉手帳分を含む。） H29 年 9 月受付分まで 1 件につき 3,000 円、10 月受付分以降は 1 件につき 2,000 円。</p>				年 度	27	28	29	30	元	件 数	1,102 件	1,230 件	1,117 件	1,203 件	1,297 件	扶 助 費	3,286,110 円	3,674,560 円	2,877,480 円	2,406,000 円	2,594,000 円
年 度	27	28	29	30	元																
件 数	1,102 件	1,230 件	1,117 件	1,203 件	1,297 件																
扶 助 費	3,286,110 円	3,674,560 円	2,877,480 円	2,406,000 円	2,594,000 円																

区 分	11 福祉タクシー事業	所管係	自立支援係
<p><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する。 助成の方法は、対象者の申請によりタクシー券を交付することにより実施する。</p> <p>昭和 59 年度新設 （対 象 者） 視覚の障害程度が 1 級又は 2 級の者 下肢又は体幹の障害程度が 1 級、2 級又は 3 級の者 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が 1 級の者 免疫、又は肝臓の機能の障害程度が 1 級又は 2 級の者 療育手帳の障害の程度が A の者 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級の者（平成 21 年 4 月より）</p> <p>（交 付） 申請の日の属する月から当該年度分をまとめて交付する。 （利 用 券） 1 ヶ月 100 円券 12 枚 年額 14,400 円 （財源の負担割合） 市単独事業</p> <p><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>宇治市福祉タクシー事業実施要綱（昭和 59 年宇治市告示第 161 号）</p>			

制度の現況

交付件数及び助成額

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
交 付 件 数	3,627 <sup>件</sup>	3,588 <sup>件</sup>	3,568 <sup>件</sup>	3,519 <sup>件</sup>	3,501 <sup>件</sup>
助 成 額	37,021,100 <sup>円</sup>	35,851,100 <sup>円</sup>	34,909,700 <sup>円</sup>	34,058,600 <sup>円</sup>	31,277,200 <sup>円</sup>

区 分

12 補助犬飼育費用助成事業

所管係

社会参加推進係

制度の概要

補助犬を使用して社会生活活動を行っている障害者に対し、自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図るため、補助犬の飼育費の一部について助成金を交付する。

平成9年度新設

(助成金額) 月額 4,000円

(財源の負担割合) 市単独事業

根拠法令等

宇治市補助犬飼育費用助成金交付要項

制度の現況

利用の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	1 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>	0 <sup>件</sup>
金 額	16,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>

区 分	13 福祉電話使用料の助成	所管係	社会参加推進係																		
<p>制 度 の 概 要</p> <p>福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し福祉電話の基本料金と通話料 300 円（月額）の助成を行う。</p> <p>（財源の負担割合） 市単独事業</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>宇治市身体障害者福祉電話電話料助成金支給規則（昭和 56 年宇治市規則第 32 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>福祉電話貸与台数及び扶助額の状況 <span style="float: right;">（各年度決算による）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 話</td> <td>13 台</td> <td>13 台</td> <td>13 台</td> <td>11 台</td> <td>11 台</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>313,800 円</td> <td>313,800 円</td> <td>315,960 円</td> <td>266,330 円</td> <td>266,560 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	電 話	13 台	13 台	13 台	11 台	11 台	扶 助 費	313,800 円	313,800 円	315,960 円	266,330 円	266,560 円
年 度	27	28	29	30	元																
電 話	13 台	13 台	13 台	11 台	11 台																
扶 助 費	313,800 円	313,800 円	315,960 円	266,330 円	266,560 円																

区 分	14 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業	所管係	社会参加推進係																		
<p>制 度 の 概 要</p> <p>重度身体障害者が、急に体の具合が悪くなったとき等に、ボタンを押すだけで協力者に連絡がとれるように、緊急発信装置付電話を貸与する。</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>宇治市重度障害者緊急通報装置貸与事業実施要綱（平成 6 年宇治市告示第 75 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>緊急通報装置貸与の状況 <span style="float: right;">（各年度決算による）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延 件 数</td> <td>8 件</td> <td>8 件</td> <td>8 件</td> <td>6 件</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>127,440 円</td> <td>137,558 円</td> <td>19,463 円</td> <td>66,204 円</td> <td>75,887 円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	延 件 数	8 件	8 件	8 件	6 件	5 件	扶 助 費	127,440 円	137,558 円	19,463 円	66,204 円	75,887 円
年 度	27	28	29	30	元																
延 件 数	8 件	8 件	8 件	6 件	5 件																
扶 助 費	127,440 円	137,558 円	19,463 円	66,204 円	75,887 円																

区 分	15 障害者住宅改修助成事業	所管係	社会参加推進係
-----	----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

障害者の日常生活を容易にするため、障害者又はその者と同居する家族が、住宅の改修等を行う場合に経費の助成を行う。

(対 象 者) 身体障害者手帳の等級が 1 級もしくは 2 級である在宅の重度身体障害者（聴覚障害は除く）又はその者と同居する家族  
療育手帳の障害の程度が A の判定を受けた在宅の重度知的障害者又はその者と同居する家族

(対象となる工事等) 介護保険による住宅改修に対する追加助成（対象者 ）  
日常生活用具給付による住宅改修に対する追加助成（対象者 ）  
、 に該当しない重度身体障害者（上肢・内部障害者は医師の意見書が必要）  
（対象者 ）  
重度知的障害者に対する特殊便器（日常生活用具）の取り付け工事（対象者 ）  
リフト、階段昇降機、エレベーター等の設置工事（対象者 ・ ）

- 、 の対象工事
- ア 手すりの取り付け
  - イ 段差の解消
  - ウ 滑り防止・移動の円滑化
  - エ 引き戸等への扉の取り替え
  - オ 和式便器を洋式便器に取り替え
  - カ ア～オの付帯工事

(助 成 額)

- ・ は、10 万円を限度とする。
- ・ は、30 万円を限度とする。

は、費用の 1/2。但し 30 万円を限度とする。  
\*すべての助成において所得制限有り（対象者の属する世帯の市民税所得割の額が 23 万 5 千円未満の世帯であること）  
\*一部自己負担有り。

(財源の負担割合) 市単独事業

根 拠 法 令 等

宇治市障害者住宅改修助成事業実施要項

制 度 の 現 況

助成の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	23 件	11 件	15 件	12 件	19 件
金 額	2,665,005 円	1,297,654 円	1,772,252 円	1,517,416 円	2,481,100 円

区分	16 身体障害者等の府営住宅への優先入居	所管係	社会参加推進係
<p>制度の概要</p> <p>1～4級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1～3級の精神障害者が属する世帯で、著しく住宅の確保に困窮する世帯は、府営住宅優先入居者募集があったとき、優先入居（戸数枠あり）の申請ができる。</p> <p>根拠法令等</p> <p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）第17条 心身障害者世帯向公営住宅の建設等について（昭和46年4月1日建設省住総発第51号）</p>			

区分	17 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度	所管係	社会参加推進係
<p>制度の概要</p> <p>身体障害者が自ら自動車を運転する場合、又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金の5割が減額される。 市は障害者手帳に必要事項の記入をする。また、ETC利用対象者証明書を発行する。</p> <p>（事業主体） 西日本高速道路株式会社等</p> <p>根拠法令等</p> <p>障害者に対する有料道路通行料の割引措置について （平成15年10月30日 国道有第52号国土交通省道路局長通知）</p>			

区分	18 身体障害者用車椅子貸与事業	所管係	社会参加推進係
<p>制度の概要</p> <p>車椅子の一時使用が必要と認められる身体障害者に対し、車椅子を貸与する。</p> <p>（財源の負担割合） 市単独事業</p> <p>根拠法令等</p> <p>宇治市身体障害者用車椅子貸与事業運営要綱（昭和52年宇治市告示第77号）</p>			

区 分	19 特別障害者手当の支給	所管係	社会参加推進係
-----	---------------	-----	---------

制 度 の 概 要

心身の重度の障害のため、日常生活において常時、特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障害者に支給される手当で、重度障害者の福祉の向上を図る。

(支給額) 1人月額 27,200 円(令和元年度)

(支給要件) 国が定めた重度の障害が、2つ以上重複してある場合

(支給制限) (イ)身体障害者更生援護施設等に入所した時  
(ロ)病院又は診療所等に継続して3ヶ月を越えて入院した時  
(ハ)該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時

(支給月) 2月、5月、8月、11月

(財源の負担割合)	国	3 / 4	市	1 / 4
-----------	---	-------	---	-------

根 拠 法 令 等

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)  
 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)  
 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第323号)  
 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令(昭和60年厚生省令第49号)

制 度 の 現 況

特別障害者手当の支給件数及び支給額の状況 (各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	3,617 件	3,728 件	3,786 件	3,897 件	3,864 件
金 額	95,906,720 円	99,884,710 円	101,515,200 円	104,880,810 円	104,918,080 円

区 分	20 経過的福祉手当の支給	所管係	社会参加推進係
-----	---------------	-----	---------

制 度 の 概 要

在宅重度障害者に対する福祉の援護の一環として従来支給されていた福祉手当受給者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給できない重度障害者に対して経過的措置として支給される手当で、重度障害者の福祉の向上を図る。

(支給額) 1人月額 14,790円(令和元年度)

(支給要件) (イ) 昭和61年3月31日現在20歳以上の者  
(ロ) 昭和61年1月1日現在従来福祉手当受給資格者

(支給制限) ・ 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時  
・ 障害を理由として年金等の給付を受けた時

(支給月) 2月、5月、8月、11月

(財源の負担割合)

国	3/4	市	1/4
---	-----	---	-----

根 拠 法 令 等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)  
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)

制 度 の 現 況

経過的福祉手当の支給件数及び支給額状況 (各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	76件	72件	69件	53件	42件
金 額	1,095,720円	1,049,760円	1,006,260円	775,750円	620,060円

区 分	21 障害児福祉手当の支給	所管係	社会参加推進係
-----	---------------	-----	---------

制 度 の 概 要

在宅重度障害児に対する福祉援護の一環として、従来支給されていた福祉手当受給者のうち、日常生活において常時の介護を要する20歳未満の在宅重度障害児に支給される手当で、重度障害児の福祉の向上を図る。

(支給額) 1人月額 14,790円(令和元年度)

(支給要件) 身体又は精神(知的障害を含む)に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児

(財源の負担割合)

国	3/4	市	1/4
---	-----	---	-----

根 拠 法 令 等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)

制 度 の 現 況

障害児福祉手当の支給件数及び支給額の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	2,129 件	2,194 件	2,351 件	2,428 件	2,435 件
金 額	30,712,320 円	31,989,800 円	34,285,260 円	35,541,990 円	35,957,930 円

区 分

22 障害者施設等通所交通費の助成

所管係

自立支援係

制 度 の 概 要

障害者施設等に通所する障害者に交通費の一部を助成する。

根 拠 法 令 等

宇治市障害者施設等通所交通費助成事業実施要項

制 度 の 現 況

助成の状況

年 度	27	28	29	30	元
前期(4月~9月)	3,744,375 円	3,773,695 円	3,821,634 円	3,799,960 円	4,104,840 円
後期(10月~3月)	3,773,695 円	3,718,785 円	4,164,720 円	4,050,375 円	4,322,100 円
交通費助成額	7,518,070 円	7,492,480 円	7,986,354 円	7,850,335 円	8,426,940 円

区 分	<b>23 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK放送受信料の減免</b>	所管係	社会参加推進係
<p><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>NHK放送受信料（衛星放送を含む）が減免される。</p> <p>（全額免除） 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいる世帯で、かつ世帯員全員が非課税の場合。</p> <p>（半額免除） 世帯主が、視覚障害者又は聴覚障害者あるいは、身体障害者（1・2級）、知的障害者（A）、精神障害者（1級）である場合。</p>			
<p><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>日本放送協会受信料の免除基準（昭和43年4月1日公告）</p>			

区 分	<b>24 各種団体への補助</b>	所管係	社会参加推進係		
<p><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>障害者の自立、社会参加の促進を図り、ひいては団体育成のために、障害のある方により構成する各団体（宇治市身体障害者福祉協議会、宇治市肢体障害者協会、宇治市視覚障害者協会、宇治市ろうあ協会及び宇治市中途失聴・難聴者協会）の年間を通じた活動に対して補助を行う。</p> <p>（財源の負担割合） 市単独事業</p>					
<p><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号）</p>					
<p><b>制 度 の 現 況</b></p> <p>補助金交付の状況 <span style="float: right;">（各年度決算による）</span></p>					
年 度	27	28	29	30	元
区 分					
宇治市身体障害者福祉協議会	700,000 円	700,000 円	700,000 円	700,000 円	700,000 円
宇治市肢体障害者協会	370,000 円	370,000 円	370,000 円	370,000 円	370,000 円
宇治市視覚障害者協会	360,000 円	360,000 円	360,000 円	360,000 円	360,000 円
宇治市ろうあ協会	290,000 円	290,000 円	290,000 円	290,000 円	290,000 円
宇治市難聴者協会	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円

区 分	25 障害者介護給付費等支給認定審査会	所管係	庶務企画係												
<p><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>障害者等の介護給付費等の支給申請に対し、障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う。</p> <p>(財源の負担割合) 市単独事業</p>															
<p><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)  宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年宇治市条例第8号)  宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会規則(平成18年宇治市規則第28号)</p>															
<p><b>制 度 の 現 状</b></p> <p>審査件数 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(宇治田原町分含む)</td> <td>530件</td> <td>381件</td> <td>420件</td> <td>553件</td> <td>422件</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	件数(宇治田原町分含む)	530件	381件	420件	553件	422件
年 度	27	28	29	30	元										
件数(宇治田原町分含む)	530件	381件	420件	553件	422件										

区 分	26 社会参加促進事業	所管係	社会参加推進係												
<p><b>制 度 の 概 要</b></p> <p>スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者等が社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>基準額の1/2</th> <th>府</th> <th>基準額の1/4</th> <th>市</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外						
国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外										
<p><b>根 拠 法 令 等</b></p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)  地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  宇治市障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要項  宇治市身体障害者自動車改造助成事業実施要項</p>															

制 度 の 現 況

障害者自動車運転免許取得教習費助成事業

障害者の就労の促進を図るため、自動車運転免許を取得した障害者に対し、免許取得に要した教習費を助成する。所得制限あり。

- (免許の種類) 第1種普通自動車免許
- (助成額) 教習費の3分の2以内で10万円を限度とする。
- (対象者) 身体障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、求職中である者。

助成の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	1件	0件	3件	0件	0件
扶 助 額	100,000円	0円	300,000円	0円	0円

身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けている重度の上下肢又は体幹機能障害者であり、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者に、その経費を助成する。所得制限あり。

- (助成額) 100,000円を限度とする。

- (対象者)

障 害 の 区 分	障 害 の 等 級
上 肢 機 能 障 害	1級から3級までの各級
下 肢 機 能 障 害	1級から4級までの各級
体 幹 機 能 障 害	1級から3級までの各級

助成の状況

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
件 数	2件	8件	3件	2件	4件
扶 助 額	200,000円	789,000円	300,000円	197,000円	400,000円

区 分	27 障害者意思疎通支援事業	所管係	社会参加推進係
-----	----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思の疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(財源の負担割合)

国	基準額の 1 / 2	府	基準額の 1 / 4	市	左記以外
---	------------	---	------------	---	------

根 拠 法 令 等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）  
 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局  
 障害保健福祉部長通知）  
 宇治市要約筆記者派遣事業実施要綱（昭和 62 年宇治市告示第 55 号）  
 宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱（昭和 57 年宇治市告示第 48 号）

制 度 の 現 況

要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が社会参加のために円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に要約筆記者を派遣する。

(要約筆記派遣対象)

- 次に掲げる場合において、要約筆記によるほかに適当な意思疎通の方法が得られないときに限る。
  - 公的機関主催の講演、講座等に参加する場合
  - 宇治市難聴者協会その他の福祉関係団体主催の会議等に参加する場合
  - 医療機関において、診療を受け、又は相談する場合
  - 冠婚葬祭、自治会における活動その他の社会活動を営む場合
  - その他市長が必要と認める場合

派遣件数及び派遣事業費の状況 (各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
派 遣 件 数	503 件	511 件	517 件	458 件	422 件
派 遣 事 業 費	2,151,650 円	2,030,420 円	2,176,150 円	1,965,280 円	1,812,150 円

手話通訳者の派遣事業

聴覚障害者が、公的機関や医療機関等におもむくことが不可欠の時ににおいて、適当な付き添いが得られないため円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。

派遣件数及び派遣事業費の状況 (各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
派 遣 件 数	604 件	506 件	549 件	458 件	400 件
派 遣 事 業 費	1,891,060 円	1,761,580 円	1,938,290 円	1,393,150 円	1,309,470 円

区 分	28 宇治市手話通訳職員派遣事業	所管係	社会参加推進係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>聴覚・言語障害者がその日常生活を営むうえでコミュニケーション等に関して著しい支障が生じる場合に、当該聴覚・言語障害者に対して、本市の手話通訳職員を派遣する。</p> <p>(財源の負担割合)                      市単独事業</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p style="text-align: center;">宇治市手話通訳職員派遣要綱(昭和57年宇治市告示第47号)</p>			

区 分	29 日常生活用具給付事業	所管係	社会参加推進係																								
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>在宅の重度障害児・者に対し、日常生活の便宜を図るため特殊便器、特殊マット、特殊寝台等の日常生活用具の給付及び貸与を行う。</p> <p>給 付 : 特殊便器、特殊マット、特殊寝台、点字器、収尿器、歩行補助つえ、頭部保護帽、ストーマ装具(尿路系、消化器系)等</p> <p>貸 与 : 福祉電話</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>基準額の1/2</td> <td>府</td> <td>基準額の1/4</td> <td>市</td> <td>左記以外</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p style="text-align: center;">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 宇治市障害者等日常生活用具給付等事業実施要項</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>日常生活用具給付の状況(延べ件数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>3,949件</td> <td>4,002件</td> <td>4,199件</td> <td>4,041件</td> <td>4,229件</td> </tr> <tr> <td>身体障害児</td> <td>448件</td> <td>413件</td> <td>420件</td> <td>348件</td> <td>398件</td> </tr> </tbody> </table>				国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外	年 度	27	28	29	30	元	身体障害者	3,949件	4,002件	4,199件	4,041件	4,229件	身体障害児	448件	413件	420件	348件	398件
国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外																						
年 度	27	28	29	30	元																						
身体障害者	3,949件	4,002件	4,199件	4,041件	4,229件																						
身体障害児	448件	413件	420件	348件	398件																						

区 分	30 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	所管係	自立支援係																														
<p>制 度 の 概 要</p> <p>在宅の重度の身体障害者を介護する者の負担を軽減するため、移動入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを行う。</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>基準額の1/2</td> <td>府</td> <td>基準額の1/4</td> <td>市</td> <td>左記以外</td> </tr> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要項</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>利用の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利 用 者</td> <td>12人</td> <td>10人</td> <td>11人</td> <td>11人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>利 用 回 数</td> <td>399回</td> <td>370回</td> <td>300回</td> <td>300回</td> <td>328回</td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>3,979,500円</td> <td>3,682,750円</td> <td>2,994,000円</td> <td>2,989,750円</td> <td>3,272,900円</td> </tr> </tbody> </table>				国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外	年 度	27	28	29	30	元	利 用 者	12人	10人	11人	11人	12人	利 用 回 数	399回	370回	300回	300回	328回	事 業 費	3,979,500円	3,682,750円	2,994,000円	2,989,750円	3,272,900円
国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外																												
年 度	27	28	29	30	元																												
利 用 者	12人	10人	11人	11人	12人																												
利 用 回 数	399回	370回	300回	300回	328回																												
事 業 費	3,979,500円	3,682,750円	2,994,000円	2,989,750円	3,272,900円																												

区 分	31 障害者生活支援センター運営事業	所管係	自立支援係												
<p>制 度 の 概 要</p> <p>福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供、社会資源を活用する支援等を行う障害者生活支援センターを運営し、障害者やその家族の地域における生活を支援する。 (平成17年度開設)</p> <p>(財源の負担割合) 市単独事業</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>市町村障害者生活支援事業の実施について(平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知) 宇治市障害者生活支援センター運営事業実施要項</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>利用の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相 談 件 数</td> <td>7,122件</td> <td>7,042件</td> <td>7,255件</td> <td>7,233件</td> <td>7,477件</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	相 談 件 数	7,122件	7,042件	7,255件	7,233件	7,477件
年 度	27	28	29	30	元										
相 談 件 数	7,122件	7,042件	7,255件	7,233件	7,477件										

区 分	32 生活支援事業	所管係	社会参加推進係 自立支援係
-----	-----------	-----	------------------

制 度 の 概 要

障害者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

(財源の負担割合)

国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外
---	---------	---	---------	---	------

根 拠 法 令 等

地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

制 度 の 現 況

中途失明者点字講習会事業

宇治市視覚障害者協会に委託し、中途失明者を対象に点字講習会を行う。

実施の状況

年 度	27	28	29	30	元
開催延回数	96回	96回	48回	48回	48回
事業費	298,000円	298,000円	298,000円	298,000円	298,000円

精神障害者社会復帰集団指導事業

回復途上にある在宅の精神障害者に対して、作業能力や生活能力を高め、社会生活への適応が図れるように、再発防止 対人関係の改善 家庭・地域社会への適応 日常生活能力等の獲得 仲間作りを目標として指導及び訓練を実施する。

利用の状況

年 度	27	28	29	30	元
登録数	10人	10人	11人	8人	7人
利用延人数	284人	297人	340人	279人	247人

区 分	33 移動支援事業	所管係	自立支援係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行う。

(財源の負担割合)

国	基準額の 1 / 2	府	基準額の 1 / 4	市	左記以外
---	------------	---	------------	---	------

根 拠 法 令 等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）  
 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局  
 障害保健福祉部長通知）  
 宇治市障害者等移動支援事業実施要項

制 度 の 現 況

障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を個別的に行う。

- (対 象 者)
- ・ 車いすを常用している肢体障害児・者（電動車いすを含む）
  - ・ 知的障害児・者
  - ・ 精神障害児・者

利用時間

(各年度決算による)

年 度	27	28	29	30	元
時 間	30,185 h	34,911 h	34,551h	36,604h	33,793h

区 分	34 日中一時支援事業	所管係	自立支援係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に支援を行う。

(財源の負担割合)

国	基準額の 1 / 2	府	基準額の 1 / 4	市	左記以外
---	------------	---	------------	---	------

根 拠 法 令 等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）  
 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局  
 障害保健福祉部長通知）  
 宇治市障害者等日中一時支援事業実施要項

制 度 の 現 況

障害者日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行う。

利用の状況

年 度	27	28	29	30	元
時 間	89,435 h	99,739 h	101,642 h	99,139 h	111,017 h

心身障害者介護支援（レスパイトサービス）事業

在宅の障害者を介護している保護者の負担軽減を図るため、一時的な休息を目的に介護等の支援を行う。

利用の状況

年 度	27	28	29	30	元
利用回数	1,635 回	1,642 回	1,697 回	1,605 回	1,793 回
補助金	3,757,499 円	3,648,228 円	3,662,809 円	3,363,836 円	3,651,528 円

区 分	35 特別児童扶養手当の進達	所管係	社会参加推進係
-----	----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

身体・知的・精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している父母等の保護者に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される。

進達事務 府において決定し、支給される。所得制限あり。

(手 当 額) (平成31年4月1日より適用)

* 中度障害者(2級)	児童1人につき	月額	34,770円
* 重度障害者(1級)	児童1人につき	月額	52,200円

(支 給 月)

4月、8月、12月(ただし、12月分は11月)の3期で前月分まで支給

根 拠 法 令 等

- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)

制 度 の 現 況

特別児童扶養手当認定対象児童数 (各年度3月末現在)

年 度	27	28	29	30	元
1級認定対象児童	169人	192人	191人	187人	187人
2級認定対象児童	392人	431人	446人	493人	504人
計	561人	623人	637人	680人	691人

\* 京都府調 (所得制限等により支給停止中を含む)

区 分	36 地域活動支援センター事業	所管係	自立支援係																								
<p>制 度 の 概 要</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターに通所する障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。</p> <p>(財源の負担割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>基準額の1/2</td> <td>府</td> <td>基準額の1/4</td> <td>市</td> <td>左記以外</td> </tr> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知)</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>支援状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>5カ所</td> <td>4カ所</td> <td>4カ所</td> <td>4カ所</td> <td>4カ所</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>30,452,650円</td> <td>15,821,484円</td> <td>14,296,642円</td> <td>13,739,410円</td> <td>14,544,022円</td> </tr> </tbody> </table>				国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外	年 度	27	28	29	30	元	事業所数	5カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	事業費	30,452,650円	15,821,484円	14,296,642円	13,739,410円	14,544,022円
国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	左記以外																						
年 度	27	28	29	30	元																						
事業所数	5カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所																						
事業費	30,452,650円	15,821,484円	14,296,642円	13,739,410円	14,544,022円																						

区 分	37 軽・中等度難聴児支援事業	所管係	社会参加推進係																		
<p>制 度 の 概 要</p> <p>身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児(両耳の聴力が30~70db未満程度)に対し、補聴器の購入等の費用を助成することで、健全な育成を支援するために行う。</p> <p>(補聴器の種類) 高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 ・ 以外の型式で医師が必要と認めた補聴器</p> <p>(財源の負担割合) 府・市町村・申請者 各1/3</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>宇治市軽度・中等度難聴児支援事業実施要項</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>件数および負担額の状況(年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付修理件数</td> <td>4件</td> <td>11件</td> <td>12件</td> <td>10件</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>246,141円</td> <td>383,708円</td> <td>443,514円</td> <td>276,065円</td> <td>448,999円</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	27	28	29	30	元	交付修理件数	4件	11件	12件	10件	25件	扶 助 費	246,141円	383,708円	443,514円	276,065円	448,999円
年 度	27	28	29	30	元																
交付修理件数	4件	11件	12件	10件	25件																
扶 助 費	246,141円	383,708円	443,514円	276,065円	448,999円																